各位

大阪市中央区道修町二丁目6番8号 住友ファーマ株式会社 代表取締役 木村 徹

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 SMP 準備株式会社 代表取締役 西中 重行

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第1 89条に基づく事後備置書面)

住友ファーマ株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)及びSMP準備株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2025年6月2日付で吸収分割契約を締結し、2025年7月31日を効力発生日として、吸収分割会社のアジア事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に定める簡易分割 となります。

記

- 本吸収分割が効力を生じた日
 2025年7月31日
- 2 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法 第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1)会社法第784条の2の規定による請求(株主による吸収分割の差止請求)に係る 手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項 はありません。

(2) 会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について 本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項は ありません。

- (3)会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について 吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
- (4)会社法第789条(債権者の異議)の規定による手続の経過について 吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2025年6月2 7日付の官報及び電子公告により、債権者に対し公告を行いましたが、同条第1項の規 定による異議申述を行った債権者はいませんでした。
- 3 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続並びに 同法第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1)会社法第796条の2の規定による請求(株主による吸収分割の差止請求)に係る 手続の経過について

本吸収分割において、会社法第796条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はいませんでした。

- (2) 会社法第797条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について本吸収分割において、会社法第797条の規定に基づく請求権を行使した株主はいませんでした。
- (3)会社法第799条(債権者の異議)の規定による手続の経過について 吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に従い、2025年6月27日付 の官報へ公告を掲載しましたが、同条第1項の規定による異議申述を行った債権者は いませんでした。なお、吸収分割承継会社においては、知れている債権者はいなかった ため、同条第2項の規定による催告は行っていません。
- 4 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2025年7月31日をもって、吸収分割会社から、吸収分割契約に定める吸収分割会社のアジア事業に関する権利義務を承継しました。吸収分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ9,582百万円(概算値)、2百万円(概算値)です。

5 本吸収分割の変更の登記をした日

本吸収分割にかかる変更登記申請は、2025年8月7日までに行う予定です。

6 その他本吸収分割に関する重要な事項 該当事項はありません。